

一人ひとりの高齢者が、  
『自分らしさ』を発揮しながら  
生涯『自分らしく』暮らし続けることができるまち

---

## 第8期

# 平戸市高齢者福祉計画・ 平戸市介護保険事業計画

---

令和3年度～令和5年度  
(2021年度～2023年度)

**概要版**



令和3年  
平戸市

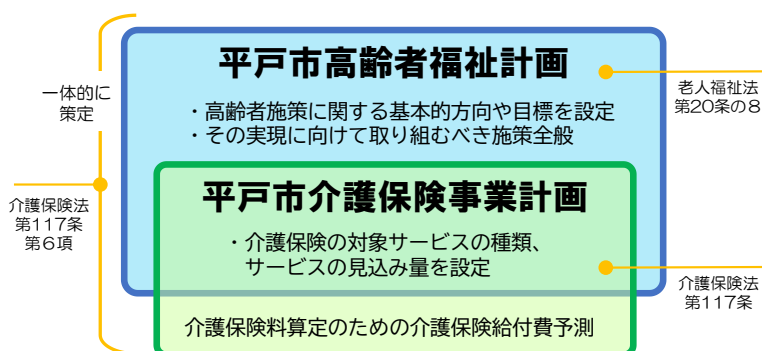
## 計画策定の趣旨

平成9(1997)年 12 月に介護保険法が制定され、開始から 21 年となる介護保険制度は、高齢化率の上昇や要介護高齢者の増加、介護保険サービスの利用状況、高齢者の生活を取り巻く様々な環境変化などの動向に合わせ、これまでに様々な対応が図られています。

一方、令和 7(2025)年には、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となり、およそ 5.6 人に1人が 75 歳以上という超高齢社会が到来するとされています。さらに、令和 22(2040)年には、わが国の人口は約1億 1,000 万人となり、1.5 人の現役世代(生産年齢人口)が1人の高齢世代を支えるかたちになると予測されています。

「第8期 平戸市高齢者福祉計画・平戸市介護保険事業計画」(以下、「本計画」といいます)は、このような状況を踏まえつつ、第7期までの取組を継承し、全ての高齢者が地域社会において自分らしく健やかに、安心して日常生活を送ることができるよう、引き続き地域包括ケアシステムを深化・推進するための計画とし、平戸市における持続可能な介護保険制度や高齢者福祉施策の確立、地域共生社会の実現を目指して策定するものです。

## 計画の位置づけと計画期間



本計画は、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平戸市における「市町村老人福祉計画」と「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定するものです。

市町村老人福祉計画にあたる「平戸市高齢者福祉計画」は、介護保険とそれ以外のサービスを

組み合わせ、健康づくり、介護予防をはじめ、高齢者に関する地域における福祉の向上を目指すものです。

市町村介護保険事業計画にあたる「平戸市介護保険事業計画」は、介護保険給付サービス量の見込みとその確保策、制度の円滑な実施に向けた取組の内容を定める計画です。

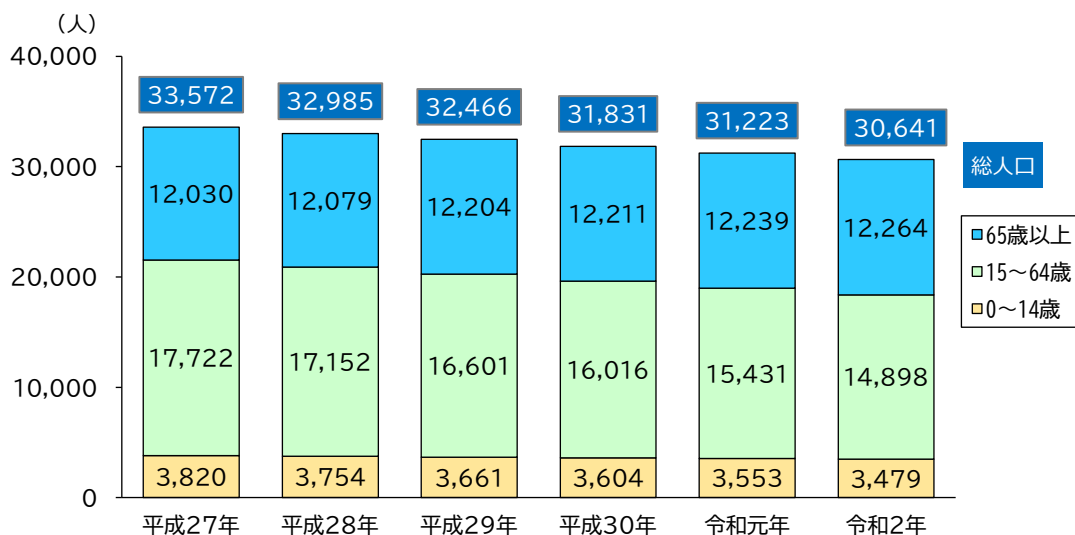
本計画は、令和3(2021)年度を初年度とし、令和5(2023)年度を目標年度とする 3 年間の計画です。

計画の期間



## 年齢3区分別人口の推移

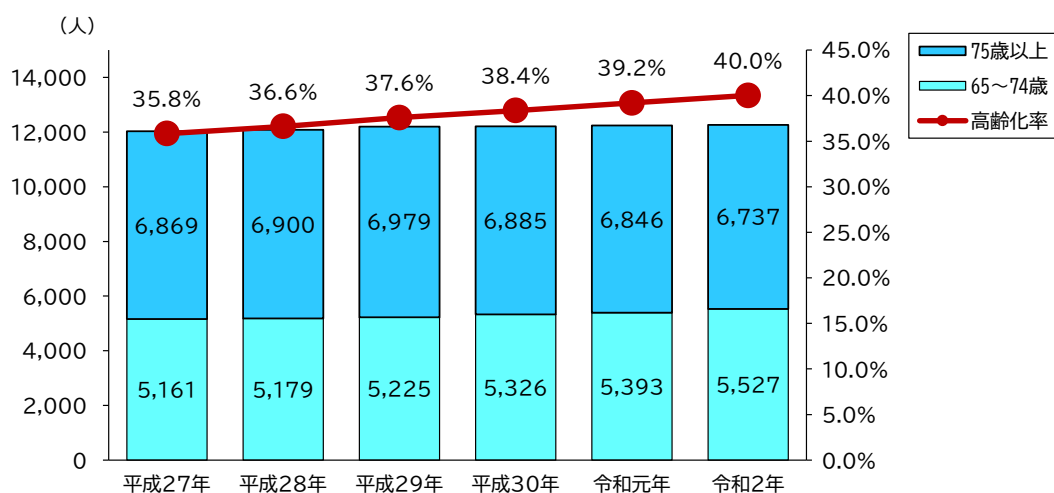
平戸市の総人口は減少傾向で推移しており、年齢区分別に見ると、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)が減少している一方で、高齢者人口(65歳以上)は継続的に増加の傾向となっています。



資料：住民基本台帳(各年3月末)

## 高齢者数・高齢化率の推移

高齢化率は継続的に上昇しており、令和2(2020)年3月31日現在で40.0%となっています。高齢者人口のうち、75歳以上の後期高齢者人口が65～74歳の前期高齢者人口を上回る状況となっています。

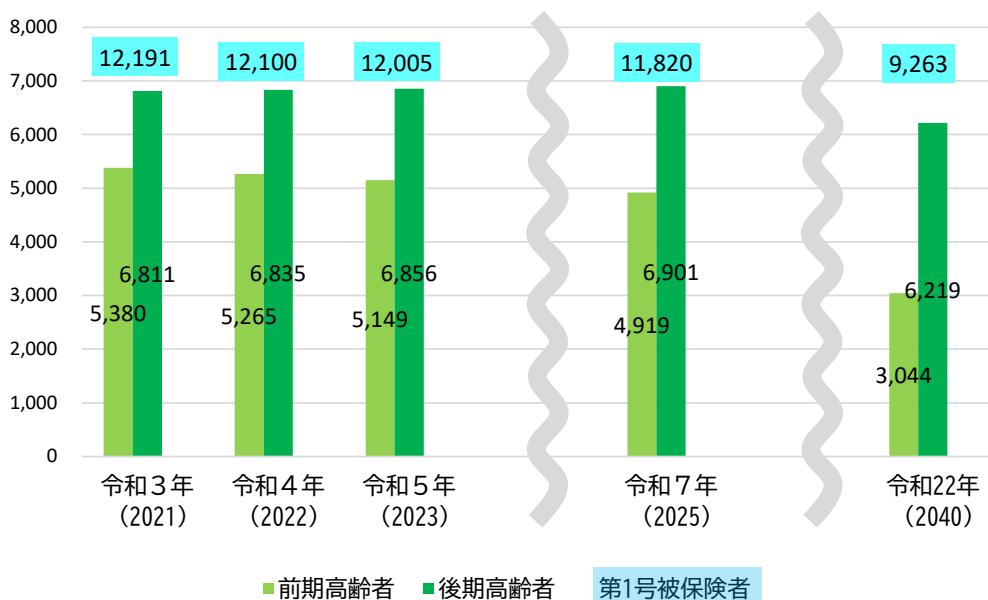


資料：住民基本台帳(各年3月末)

## 第1号被保険者数の推計

介護保険料の算定に必要な第1号被保険者数の推計では、本計画期間中の第1号被保険者数は令和3(2021)年の12,191人から年々減少していくことになります。

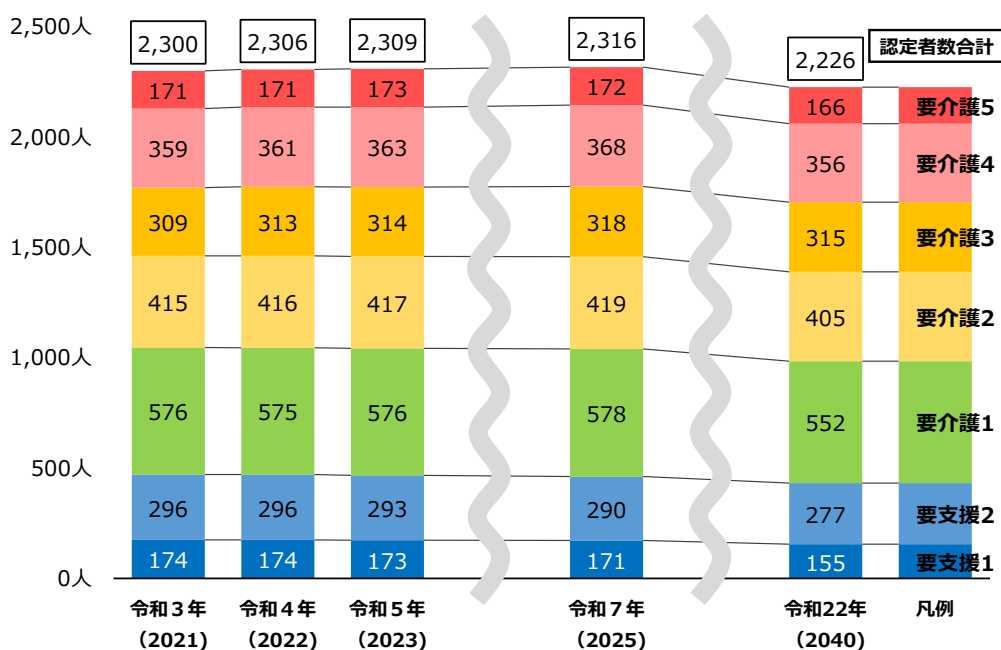
65歳～74歳までの前期高齢者と、75歳以上の後期高齢者別に見ると、前期高齢者は減少が続き、後期高齢者は令和7(2025)年まで増加が続く予想となっています。



資料:厚生労働省提供データ

## 要支援・要介護認定者数等の推計

第1号被保険者の認定者数は本計画期間の令和3(2021)年から令和5(2023)年の間、ごくわずかに増加すると見込まれます。



資料:厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムによる推計

## 平戸市が目指す高齢社会像

本計画において目指す高齢社会像は、「一人ひとりの高齢者が、『自分らしさ』を発揮しながら生涯『自分らしく』暮らし続けることができるまち」です。

地域包括ケアシステムの構築により、高齢者がいつまでもいきいきと暮らせる地域づくりを目指す意味合いで、第7期において設定した目指す高齢社会像を引き継いでいます。

**一人ひとりの高齢者が、『自分らしさ』を発揮しながら  
生涯『自分らしく』暮らし続けることができるまち**

## 基本方針

目指す高齢社会像を実現するため、3つの基本方針により、施策の総合的な展開を図ります。

### 基本方針1

#### 高齢者を支える地域づくり

高齢者が自分らしく暮らせるよう、健康づくりや生きがいづくりにつながる社会参加の促進に努めるとともに、生涯学習、スポーツ、ボランティア活動への参加促進や、外出支援の取組を進めます。また、認知症高齢者を地域で支える仕組みづくりや家族など在宅での介護者の負担を軽減させるための取組を進めます。

高齢者の権利を尊重し、虐待や犯罪被害から守るための体制づくり、災害や感染症に対する備えを進めます。

### 基本方針2

#### 介護予防・日常生活支援の推進

高齢者がいきいきと暮らせるよう、健康状態や生活機能に応じた介護予防や、食など日常生活への支援を提供します。

地域包括支援センターや多様な専門家による協議の場を核に、在宅医療・介護の連携や総合的な相談の受付・対応を行います。

### 基本方針3

#### 介護サービスの充実

介護の必要な高齢者が自立した日常生活を営めるよう、地域包括ケアシステムを踏まえて事業の質と量を確保することに努めます。また、生活の基盤となる住まいの安定確保や、在宅生活が困難になっても安心して介護サービスが受けられるための施設整備等に努めます。

給付内容、事業実施等の点検・評価を行い、介護保険、高齢者福祉の一体的かつ適正な運営に努めます。

# 施策体系

目指す  
高齢  
社会像

一人ひとりの高齢者が、『自分らしさ』を発揮しながら  
生涯『自分らしく』暮らし続けることができるまち

## 基本方針

## 施策の展開

基本方針3 介護サービスの充実  
基本方針2 介護予防・日常生活支援の推進  
基本方針1 高齢者を支える地域づくり

高齢者福祉施策の充実

- 1 健康づくりの推進
- 2 生涯学習・スポーツの推進
- 3 社会参加の推進
- 4 生活支援サービスの充実
- 5 安全・安心のまちづくり
- 6 介護事業者及び介護者への支援

地域支援事業の充実

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- 2 包括的支援事業
- 3 任意事業

地域包括ケアシステムの  
深化・推進

- 1 高齢者の居住環境の整備と  
地域資源の有効活用
- 2 日常生活圏域と  
地域包括ケアシステムの方向性

第8期介護保険事業の推進

- 1 第8期計画期間における高齢者等の推計
- 2 個別サービスに関する実績と今後の見込み
- 3 介護保険事業費用の見込み
- 4 介護保険料の算定

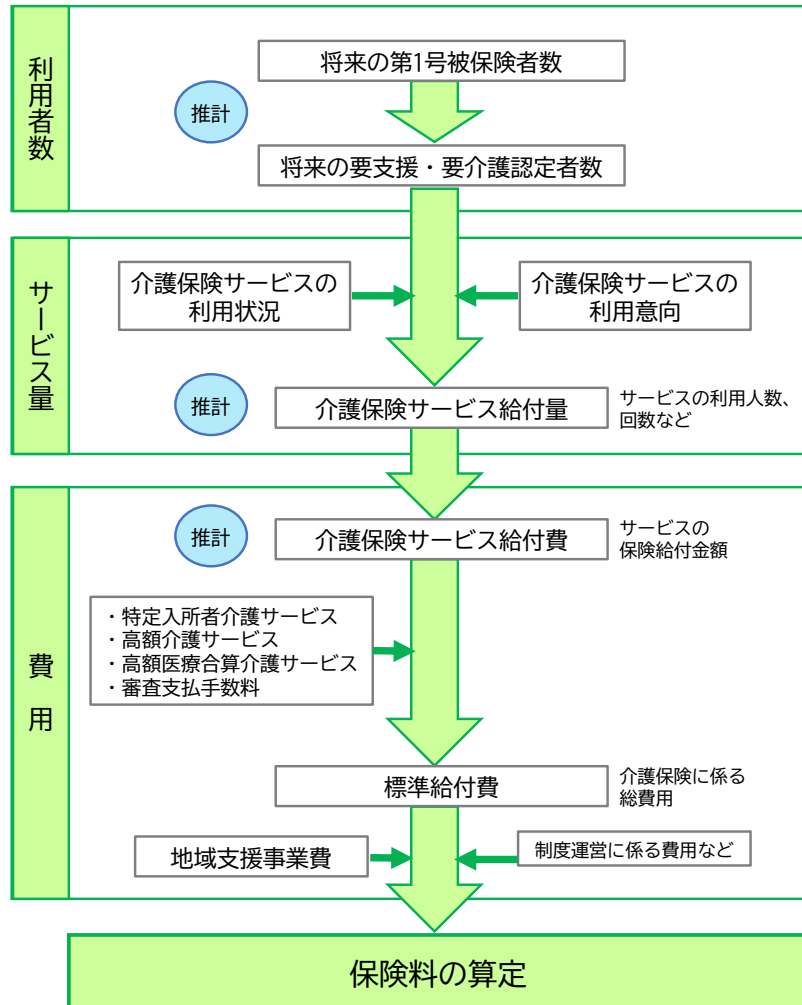
計画の推進に向けて

- 1 令和7(2025)年・令和22(2040)年の予測
- 2 その他の将来予測
- 3 関係機関との連携
- 4 計画の進行管理と評価・点検

# 介護保険料の算定

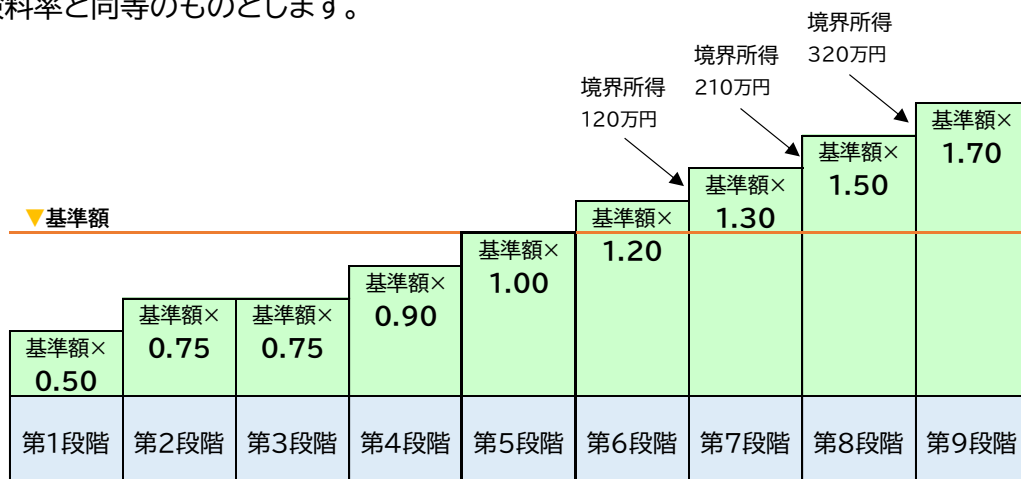
## 1 介護保険料算定等の流れ

介護保険料は、要介護認定者数等の推計を基に、実績等を勘案して各サービスの利用見込み量を推計し、そこから算定した給付費と、制度運営等に係る費用を将来の被保険者数で除して算定します。



## 2 所得段階設定

本計画における、各所得段階の基準所得金額及び保険料率は、国の設定した基準所得金額及び保険料率と同等のものとします。



## 第1号被保険者の所得段階別保険料

第8期計画期間の所得段階別介護保険料を以下のとおり設定します。

所得段階	所得等の条件	保険料率	保険料年額 (月額)
第1段階	生活保護受給者の人又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人 世帯全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円以下の人	基準額 ×0.50 【0.30】	35,200円 (2,937円) 【21,100円】 【(1,762円)】
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.75 【0.50】	52,800円 (4,406円) 【35,200円】 【(2,937円)】
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が120万円を超える人	基準額 ×0.75 【0.70】	52,800円 (4,406円) 【49,300円】 【(4,112円)】
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円以下の人	基準額 ×0.90	63,400円 (5,287円)
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円を超える人	基準額	70,500円 (5,875円)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が120万円未満の人	基準額 ×1.20	84,600円 (7,050円)
第7段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.30	91,600円 (7,637円)
第8段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.50	105,700円 (8,812円)
第9段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が320万円以上の人	基準額 ×1.70	119,800円 (9,987円)

※保険料は端数の調整を行い設定しています。

※第1段階～第3段階の人は公費による負担軽減が図られ、保険料率が上記の【 】内に軽減されます。保険料年額(月額)の【 】内は公費負担による軽減を適用した金額です。

### 第8期 平戸市高齢者福祉計画・平戸市介護保険事業計画 【概要版】

発行年月：令和3年3月

発行：長崎県 平戸市

編集：平戸市 福祉部 長寿介護課

住所：〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3

TEL：0950-22-9134